

2. 監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により令和5年5月12日理事より提出された令和4年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び剰余金処分案並びに不足金処理案の各事項の調査を遂げその正確適正なることを認めます。

(1) 監査の実施日及び監査者の氏名

実施日	監査場所	監査者の氏名
令和5年4月12日	幡多事業所、家畜診療所(幡多センター)	監事 樋口 寛 監事 藤田 一夫 監事 岡村 昭
令和5年4月14日	西部支所、家畜診療所(高幡センター)	
令和5年4月18日	中部支所、家畜診療所	
令和5年4月21日	安芸事業所	
令和5年4月25日	東部支所	
令和5年5月12日	本所	
令和5年5月15日	本所	

(2) 監査についての意見

令和5年4月12日から延べ7日間決算監査を実施した。特に大きな指摘もなく、書類の自主チェック跡も多く見受けられ、適正に処理がなされているが、果樹共済の当初評価高報告書の起案書において、保存年限の不一致や、水稻加入申込書の印鑑に相違があった。再度チェック体制を強化し、不備のないよう確認をお願いしたい。

各事業については、依然として高齢化や離農、担い手不足等により、加入者減少の傾向にあり、引受戸数、共済金額かつ組合員数の減少が課題となっている。引受減少に歯止めをかけることが困難な状況ではあるが、農家訪問、各種会議へ参加するなど、関係機関とより密な連携を取り、未加入農家には共済制度の周知を行い、引受実績の維持拡大に向けた加入推進に期待する。

収入保険事業では、役職員の努力により、毎年度、目標を上回る実績となっている。令和5年度の目標に向け、組合全体で加入推進をしていただきたい。

業務収支については、収支予算に基づき適正な予算執行がされており、毎月の執行状況を把握しながら、業務経費の効率的執行並びに管理がなされている。

収入額の大きなウェイトを占める任意共済の賦課金収入の落ち込み、受取補助金の減額が続くなか、組合運営は厳しさを増しているが、令和5年度事業計画達成に向けて、農業共済制度、収入保険事業を一層推進し、賦課金収入の維持に努められたい。

令和5年5月19日

高知県農業共済組合

代表監事 樋口 寛

監事 藤田 一夫

監事 岡村 昭